

令和3年度 第1回住吉区防災専門会議への事前意見に対する対応方針

資料2

番号	意見	対応方針	参考
1	<p>【避難所備蓄物資について】</p> <p><u>本年度の備蓄物資予定が分かる範囲で知らせてほしい。</u></p> <p><u>地活協で買ったものが、後日備蓄品として納入され重複することが多々ありもったいない。</u></p>	<p>本年度に災害時避難所に配備する予定の物資については、「別紙1」のとおりです。</p>	原田委員
2	<p>【福祉避難所の確保・運営ガイドライン改定について】</p> <p>5月20日に施行された災害対策基本法施行規則によると、「<u>福祉避難所についてはあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設された</u>」とあるが、これについて、<u>福祉避難所入所への判断はこれまでどおり区災害対策本部が実施するのですか。</u>また、改めて<u>一時避難場所、災害時避難所、福祉避難所の違いを区民に発信すべきである</u>と考えます。</p>	<p>令和2年12月「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」において、<u>福祉避難所における懸念として、本来想定していない被災者等が避難してくる旨が示され、令和3年5月20日に施行（改正）された災害対策基本法施行規則において、福祉避難所においてはあらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設されました。</u></p> <p>福祉避難所として指定した際に、<u>大阪市公報において「施設名及び所在地」のみを公示していますが、公示内容の変更について大阪市危機管理室において検討を行っております。</u></p> <p>また、<u>福祉避難所への受入要請等については、これまでどおり災害時避難所からの要請に基づき、区災害対策本部において実施しますので、変更はありません。（別紙2をご参照ください。）</u></p> <p><u>ご指摘のとおり各避難場所の違いについては、十分区民に伝わっているとはいえないため、今年度全戸配布を行う防災関連情報において周知を行うなど、区民に発信してまいります。</u></p>	上田委員